鳥栖スタジアム使用料 〔令和6年1月1日から〕

◆ 鳥栖スタジアムグラウンド使用料

(単位 円)

| | 区 | 分 | 午前9時から 午後1時まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後5時から 午後10時まで | 午前9時から 午後5時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで | 延長又は繰り上げ 1時間当たり |
|---|-----------------------|-------------------------|--|------------------|-------------------|------------------|---------------|---------------|--------------------|
| , | 入場料等を徴収 しない場合 - | アマチュア スポーツに 使用 | 17,080 | 17,080 | 21,350 | 34,170 | 38,430 | 55,530 | 4,260 |
| | | アマチュア以外の スポーツに使用 | 38,430 | 38,430 | 48,050 | 76,880 | 86,500 | 124,950 | 9,600 |
| | | アマチュア スポーツで 市外者使用 | 34,170 | 34,170 | 42,710 | 68,340 | 76,880 | 111,050 | 8,530 |
| | 、 人場料等を徴収 する場合 | | 入場料等を徴収する席種のうち、最も発券枚数の多い席種(以下「最多発券席種」という。) の入場料等に50を乗じて得た額又は64,070円のいずれか多い額 | | | | | | |
| | | アマチュア以外の スポーツに使用 | 最多発券席種の入場料等に150を乗じて得た額 | | | | | | |
| | | アマチュア スポーツで 市外者使用 | 最多発券席種 | 重の入場料等(| こ100を乗じ | て得た額又は | t128,150₽ |]のいずれか | 多い額 |

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を 徴収することをいう。
- 2 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 3 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 4 入場料等を徴収し、アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合において、最多発券席種の入場料等が、最も価格の高い席種の入場料等(以下「最高価格入場料等」という。)の3分の1を下回るときは、最高価格入場料等の額を最多発券席種の入場料等とみなす。
- 5 最多発券席種の入場料等に金額の別がある場合、最も高い価格を最多発券席種の入場料等とする。

◆夜間照明施設使用料

(単位 円)

| 区 | 分 | 単 位 | 使 用 料 |
|------------|---------|---------|---------|
| | 全部点灯 | 30分間当たり | 9,070 |
| アマチュアスポーツに | 2分の1点灯 | 30分間当たり | 4, 580 |
| 使用 | 5分の1点灯 | 30分間当たり | 1, 810 |
| | 10分の1点灯 | 30分間当たり | 950 |
| | 全部点灯 | 30分間当たり | 78, 570 |
| アマチュア以外の | 2分の1点灯 | 30分間当たり | 39, 280 |
| スポーツに使用 | 5分の1点灯 | 30分間当たり | 15, 710 |
| | 10分の1点灯 | 30分間当たり | 7,850 |
| | 全部点灯 | 30分間当たり | 18, 150 |
| アマチュアスポーツで | 2分の1点灯 | 30分間当たり | 9, 170 |
| 市外者使用 | 5分の1点灯 | 30分間当たり | 3, 620 |
| | 10分の1点灯 | 30分間当たり | 1, 910 |

備考 使用時間が30分間未満の場合は、30分間として計算する。

◆ 諸室使用料 (単位 円)

| 区分 | 単 位 | 使 用 料 |
|--------------------|------------|-------|
| 第1会議室 | 1時間当たり | 310 |
| 第2会議室 | 1時間当たり | 410 |
| 第3会議室 | 1時間当たり | 410 |
| 記者室 | 1時間当たり | 410 |
| インタビュー室 | 1時間当たり | 410 |
| 本部室1·2·3 | 1時間当たり(1室) | 410 |
| 更衣室1・2 | 1時間当たり(1室) | 410 |
| テレビラジオ放送室1・2・3・4・5 | 1時間当たり(1室) | 2,460 |
| 場内放送室 | 1時間当たり | 2,460 |
| 貴賓室 | 1時間当たり | 8,210 |
| 予備室 | 1時間当たり | 2,460 |
| トレーニングルーム1・2 | 1時間当たり(1室) | 1,100 |

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 更衣室は、シャワー室を使用する場合に限り使用料を徴収する。

◆ 電光掲示盤使用料

(単位 円)

| 単 位 | 使 用 料 |
|--------|--------|
| 1時間当たり | 1, 330 |

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

◆ 大型映像装置使用料

(単位 円)

| 単 位 | 使 用 料 |
|--------|---------|
| 1時間当たり | 10, 890 |

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 広告を表示する場合の使用料は、市長が別に定める。

◆ 諸室冷暖房使用料

(単位 円)

| TH == 1 1200 1200 11 | (= 13) |
|----------------------|-----------|
| 単 位 | 使 用 料 |
| 1時間当たり(1室) | 210 |

備考 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

◆ 特別使用使用料 (単位 円)

| V 13733 [2713 [2713 | 11 | (十四 13) | | | |
|---------------------------------|--------|-------------------|---|--|--|
| 区 | 分 | 単 位 | 使 用 料 | | |
| 物品の販売をするもの | | 1平方メートル1日当たり | 占有面積に210円を乗じて得たる に総売上額に100分の5を乗じて 得た額を加算した額とする。 | | |
| 興業、展示会、博覧会その他 これらに類する催しをするもの | | 別表第1に規定する使用料に準じる。 | | | |
| | グラウンド | 1平方メートル1日当たり | 3, 190 | | |
| 広告物等を 設置するもの | スタンド内側 | 1平方メートル1日当たり | 1, 050 | | |
| | スタンド外側 | 1平方メートル1日当たり | 530 | | |

備考

- 1 興業、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするもの(以下「興業等をするもの」という。)の使用料を徴収する場合については、別表第1中「アマチュアスポーツに使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的とする場合」と、「アマチュアスポーツで市外者使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的とする場合」と、「アマチュアスポーツで市外者使用」とあるのは「営利又は宣伝を目的としない場合で市外者使用」と読み替えるものとする。
- 2 興業等をするもので、物品の販売をする場合は、総売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を徴収する。
- 3 面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとして計算する。
- 4 1件当たりの面積が1平方メートル未満の場合は、半額とする。